

井戸水等併用における下水道使用料の課題について

<現 状>
 井戸水等のみとして算出した水量〔認定水量〕又は水道水の使用量のいずれが多い方の水量とする

<検討課題>
 井戸水等と併用していながら、井戸水等と水道水の合わせた下水排除量が認定水量を上回れば井戸水等の水量に対する下水道使用料が考慮されない

井戸水を使用したとき…水道水と異なりメーターがないので使用水量がわからない



そこで、わからない水量について

以下のとおり、世帯人数に応じて市で定めている**=認定水量**

処理区	使用水の区分	認定水量（立方メートル）												
省略	井戸水等のみ	次の表により算出した水量とする。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>1世帯当たりの人員（人）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>認定水量（立方メートル）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>34</td> </tr> </table> 付記 6人以上については、1人増すごとに3立方メートルを加算する。	1世帯当たりの人員（人）	1	2	3	4	5	認定水量（立方メートル）	10	16	22	28	34
	1世帯当たりの人員（人）	1	2	3	4	5								
認定水量（立方メートル）	10	16	22	28	34									
	水道水及び井戸水等を併用	井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量の いずれが多い方の水量とする。												

水道水と井戸水を併用したとき…水道水の水量はわかるが、井戸水分がわからない

そこで、井戸水の場合の認定水量と、水道水の水量を比較して多い方を採用

（2人世帯の場合の例）

